

防府市生涯学習推進会議設置要綱

令和3年1月20日制定

(目的)

第1条 防府市生涯学習推進計画を推進する上で、その推進を市民参加と協働の視点に立ったものとするため、防府市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 生涯学習施策の推進に関すること。
- (2) 生涯学習の奨励普及に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次の各号の区分による委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等関係者
- (3) 公募による者

2 前項第3号の公募による者の募集及び選考については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、必要の都度委員長が招集

し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要と認める場合において、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。